

# 兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例施行規則

令和5年3月30日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び兵庫県後期高齢者医療広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年兵庫県後期高齢者医療広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(電磁的記録の開示方法)

第2条 法第87条第1項に規定する行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクである場合 視聴又は複製物の交付の方法

(2) 当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。

(費用の納付等)

第3条 条例第6条第1項に規定する写しの作成に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第6条第1項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。

3 条例第6条第1項に規定する費用は、写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

4 保有個人情報の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定の施行の日から施行する。

別表（第3条関係）

保有個人情報が記録された公文書の種類		写しの作成の方法	金額	
1 文書、図画又は写真		複写機による写し（単色刷り）	1枚につき	10円
		複写機による写し（多色刷り）	1枚につき	40円
2 電磁的記録	(1) 録音テープ又は録音ディスク	録音テープに複写したもの	1巻（120分）につき	120円
	(2) ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオテープに複写したもの	1巻（120分）につき	200円
	(3) (1)及び(2)以外の電磁的記録	印刷物として出力したもの	1枚につき	10円
		フロッピーディスクに複写したもの	1枚につき	30円
		光ディスク（直径が120ミリメートルであるものに限る。）に複写したもの	1枚につき	100円

備考

- 1 公文書（電磁的記録を除く。）の写しを交付する場合は、日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとし、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。
- 2 用紙の両面に印刷された文書、図画等については、片面を1枚として算定する。